

## I 制度概要について

Q 1. なぜ発電側が料金を払う必要がありますか？

A 1. 発電側課金は、システムを効率的に利用するとともに、再生可能エネルギー導入拡大に向けたシステム増強を効率的かつ確実に行うため、現在、小売電気事業者等が全て負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともにシステム利用者である発電事業者の一部の負担を求め、より公平な費用負担とするものと国の審議会（制度設計専門会合）にて整理されたためです。

Q 2. 発電側課金の導入により、工事費負担金の算定方法に変更はありますか？

A 2. 工事費負担金の算定方法に変更はございません。

## II 課金対象について

Q 1. どのような電源が課金対象になりますか？

A 1. 国の審議会(制度設計専門会合)における整理に基づき、基本的にはシステムに接続し、かつ、システム側に余剰電気を流入（以下、「逆潮」といいます。）させている全ての電源が課金対象となります。ただし、同時最大受電電力が10kW未満の電源で、実際の逆潮が10kW未満の電源については、当面の間、課金対象外となります。また、制度開始までに認定を受けている（入札で落札した場合を含む）FIT/FIP電源については、調達期間/交付期間が終了してから課金対象となります。なお、揚水発電所と蓄電池（システムからの引き込みによる充電に基づく放電に限る。）については、kWh課金は課金対象外となります。

Q 2. 発電側課金制度開始の前年度の入札で落札し、制度開始後に承諾を受けたFIP電源は、課金対象になりますか？

A 2. 課金対象外です。発電側課金制度の開始が再生可能エネルギーの最大限の導入を妨げないよう配慮すべきといった観点から、既認定FIT/FIPについては、調達期間等が終了してから発電側課金の対象にすることが国の審議会（制度設計専門会合）において整理されています。

Q 3. なぜ10kW未満については当面の間は請求対象外ですか？

A 3. 同時最大受電電力が10kW未満と小規模な電源（例：住宅用太陽光発電）で、実際の逆潮が10kW未満の場合は、他の電源に比べて送配電設備の維持・運用に係る追加費用を大きく増やすことは一般的には考えられないことから、当面の間、課金対象外とすることが国の審議会（制度設計専門会合）において整理されています。

Q 4. 災害時など、一般送配電事業者から産業用の自家発に対して電力供給の要請がある際は課金対象ですか？

A 4. 課金対象です。経済産業省（電力・ガス取引監視等委員会）の資料には以下のとおり整理されています。

東日本大震災や北海道胆振東部地震後のような緊急事態には、一般送配電事業者（以下、「一送」といいます。）などの要請により、産業用の自家発電などの電源が、系統設備の安全性担保を前提として、契約上の最大受電電力を超える電力供給(逆潮)を求められる場合があります（この場合、逆潮した電力は、一送が購入）。発電側課金開始後は、通常時であれ緊急時であれ、一送は発電側が発電側課金を負担していることを前提として購入価格を設定することになります。このため、緊急事態において要請される一時的な逆潮に対しても発電側課金の負担を求めることとなります（契約超過金が発生する場合も含め、一送は発電側課金を織り込んだ対価を支払うこととなるため、発電側に実質的な負担は生じないと考えられます）。

Q 5. 自営線を利用した場合、どこを基準に逆潮kWを計算しますか？

A 5. 当社のシステムとの接続地点(受電地点)における逆潮kWです。

## III 料金について

Q 1. 課金額・割引額を教えてください。

A 1. 単価は、当社の託送供給等約款にてご確認ください。  
※ <https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/notification/>

Q 2. 課金対象のFIT電源に経済的出力制御がかかった場合、どのように課金されますか？

A 2. kWh課金における発電電力量は、通常の場合は実績値（メーター計量値）を使用しますが、FIT電源について経済的出力制御が行われる場合は、実質的なシステムからの受益を鑑みFIT調達価格での買取対象となる発電電力量（オンライン代理制御分を加味）を対象とします。

経済的出力制御が行われた際の買取代金の算定方法は以下のとおりです。

- オンライン電源：計量値に基づく売電収入 + 代理制御に基づくみなし発電量に対する対価（買取代金）
- オフライン電源：計量値に基づく売電収入 - 代理制御時間帯の買取代金相当

オンライン代理制御における買取代金支払いの仕組みと同様、kWh 課金はいったん計量値で請求し、買取対象電力量の判明後に代理制御分を加味した精算を行います。

## IV 割引制度について

Q 1. A/B割引以外に割引制度はありますか？

A 1. 一送が発電または放電を制限・中止した際の割引があります。一部対象外の場合がありますので、当社の託送供給等約款にてご確認ください。  
※ <https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/notification/>

Q 2. 割引制度は、需要地近接性評価割引と何が違いますか？

A 2. 近接性評価割引は需要地近接性評価割引への割引となりますが、卸電力取引電力市場への販売や一送のエリアを越えた取引など、発電と小売の紐づけがない取引には割引が適用されておりません。系統設備効率化割引は発電側課金制度が導入されたことにより、発電側課金を通じて発電者さまへ直接電源の立地誘導インセンティブを付与することが可能になったことから、発電側課金に対して割引を行うものです。

Q 3. なぜ連系する変電所に応じて割引区分が変わりますか？

A 3. 本割引制度は、送配電設備の追加増強コストが小さい地域の電源について、送配電設備費用に与える影響に応じ割引するものです。現行の近接性評価割引のように行政区分により割引地域を設定すると、実際の系統状況と乖離した割引地域を設定することになるため、より実態に即した割引を反映するべく、変電所単位での割引を実施することとしています。

Q 4. 発電所に適用される割引区分は、どのように確認するか？

A 4. 課金対象kWの算定方法、接続先の変電所や割引区分については、当社より発送させていただく制度概要に関する説明文書にてお知らせします。

Q 5. 発電所を建設予定だが、割引区分の確認はできるか？ それはどこでわかりますか？

A 5. 住所別（丁目単位）の割引区分は、当社の割引区分情報※にてご確認ください。割引制度については、様々な条件を考慮して設定するよう制度要件に示されておりますので、本情報はあくまでもご参考情報として扱ってください。ご自身の発電地点に適用される割引区分については、当社からの通知で確認ください。  
※ [http://tepco.co.jp/pg/consignment/access/discount\\_area/index-j.html](http://tepco.co.jp/pg/consignment/access/discount_area/index-j.html)

Q 6. 発電場所に適用される割引区分について、HPに掲載されている区分と、通知（発電側課金制度開始に伴うお知らせ、など）に記載の区分が異なるのはなぜですか？

A 6. 割引区分については需要地近接性評価割引の経過措置等の一部要件を考慮していないためです。

Q 7. 上位の系統が、混雑系統から、非混雑系統へ系統切替したら、その都度割引区分が変わりますか？

A 7. 変電所ごとの割引区分・単価は、一定期間ごとに見直しを行います。初回見直しは2028年となります。以降は5年おきに見直されます。

## V 契約超過について

Q 1. 通知文書に、契約超過の場合は「超過kWに基本料金の単価を乗じて得た金額の1.5倍に相当する額を申し受ける」と記載されています。「相当する」とはどういう意味ですか？

A 1. 1.5倍の金額を、課金額とは別に契約超過金として請求する、という意味です。「10kW以上の超過分kW × 課金単価 × 1.5」で求められる金額を、契約超過金として請求します。

## VI 【発電契約者さま向け】発電量調整供給契約における請求方法について

Q 1. 発電側課金は必ずしも発電者さまへ請求しなければならないですか？例えば発電契約者さまが発電側課金の料金を負担する場合は、発電者さまへ請求しないで良いですか？

A 1. 発電側課金においては一送と発電者さま間で債権債務関係があり、その課金額を発電契約者さまが一送の代理として発電者さまから回収いただくものとなります。そのため、発電側課金を発電契約者さまでご負担するか否かは発電契約者さまのご判断によるものとなります。

Q 2. 課金相当額を差し引いた買取プランに移行することで、発電者さまから発電側課金を回収したとみなしても良いですか？

A 2. 発電側課金においては一送と発電者さま間で債権債務関係があり、その課金額を発電契約者さまが一送の代理として発電者さまから回収いただくものとなります。そのため、発電側課金を発電契約者さまの買取プランで回収するか否かは発電契約者さまのご判断によるものとなります。

## VII 【発電契約者さま向け】相殺による請求について

Q 1. 発電者さまへ発電側課金を相殺で請求する場合、買取明細等に発電側課金額の記載が必要でしょうか？

A 1. 必要となります。

送配電網協議会が開催した第1回発電契約者さま向け説明会資料<sup>※</sup>のうち【資料2-1】の8スライドにも記載されているとおり、  
①請求金額、②支払期日、③発電場所ごとの課金対象kWの算定根拠（発電側の最大受電電力kW、需要側の託送料金のkW）  
④発電場所ごとの料金の算定根拠（課金対象kW、課金単価、割引有無）について発電者さまへ通知をお願いいたします。

※ [https://www.tdgc.jp/information/2023/03/29\\_1700.html](https://www.tdgc.jp/information/2023/03/29_1700.html)

## VIII 支払い遅延について

Q 1. 支払いが遅れた場合はどうなりますか？

A 1. 当社との間で発電量調整供給契約を締結している発電者（発電契約者＝発電者）さまについては、発電側課金の支払期日までに料金を支払われなかった際、当社から発電者さまに対して、発電量調整供給契約および系統連系受電契約を解約する旨を通知し、それでもなお支払いいただけない場合には、発電量調整供給契約および系統連系受電契約を解約させていただきます。また、当社との間で発電量調整供給契約を締結していない発電者（発電契約者≠発電者）さまの場合、発電側課金の支払期日までに料金を支払われなかった際、当社から発電契約者さまおよび発電者さまに対して、系統連系受電契約を解約する旨および発電バランスグループから除外する旨を通知し、それでもなお支払いいただけない場合には、系統連系受電契約の解約を行い、発電バランスグループから除外させていただきます。

## IX 郵送先・連絡先の確認について

Q 1. 新增設申込の際に、連絡先情報が必要であることを確認されました。なぜですか？

A 1. 発電者さまへ丁寧なご説明をすることを目的に各種のご案内送付や発電契約者さまを通じた課金額のお支払いがない場合のご請求等の目的で、郵送先・連絡先をお伺いしております。

Q 2. 現在は課金対象外の電源についても、個人情報を提供する必要がありますか？

A 2. 発電者さまへ丁寧なご説明をすることを目的に各種のご案内送付や発電契約者さまを通じた課金額のお支払いがない場合のご請求等の目的で、郵送先・連絡先をお伺いしております。具体例としては、課金対象外(10kW未満)の電源についても、契約超過の発生時には請求が発生しますので、ご承知おきいただきたく各種お知らせを送付しております。また契約超過金などを、発電契約者さまを通じて回収できない場合には、当社から請求する場合がございます。発電側課金制度前に認定取得した電源については、FIT・FIP制度の買取期間および交付期間終了となる直前に通知予定ですので、申し訳ございませんがご放念いただきますようお願いいたします。

Q 3. 【発電契約者さま向け】2023年4月～6月にも郵送先などの情報を連携しましたが、その後も情報連携が必要ですか？

A 3. 各種申込（新設・スイッチング・卒FIT・FIPなど）において、連絡先情報（郵送先名義・住所など）を把握されている場合は、情報のご連携をお願いいたします。

## X プライバシーポリシーについて

Q 1. プライバシーポリシーを教えてください。

A 1. 発電側課金制度の導入に伴い変更されておりますので、当社HP<sup>※</sup>をご確認ください。

※ <https://www.tepco.co.jp/pg/privacypolicy/>

## XI 各種お知らせについて

Q 1. 【発電契約者さま向け】各種お知らせに対する問合せ対応は、全て東京電力パワーグリッドで担っていただけますか？

A 1. 事前通知の問合せ先には当社の連絡先も記載しておりますが、代理回収にかかわる内容は、発電契約者さまにてご対応いただきますようお願いいたします。

Q 2. 「発電側課金制度開始に伴うお知らせ」が届いていません。

A 2. 発電側課金制度の開始直後に課金対象となる電源、もしくは契約超過により課金対象となりうる電源については、発電側課金に係る内容を反映した託送供給等約款の申請後から、制度開始直前ごろまでに、順次発送を予定しております。お待たせして申し訳ございませんが、到着まで暫くお待ちいただきますようお願いいたします。